

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	久保 哲夫
【住所又は本店所在地】	大阪市淀川区塚本3-16-25
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成27年6月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	クボテック株式会社
証券コード	7709
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】**１【提出者（大量保有者）／１】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	久保 哲夫
住所又は本店所在地	大阪市淀川区塚本 3 -16-25
事務上の連絡先及び担当者名	クボテック株式会社 企画部 渡邊伸二
電話番号	06-6443-1815

２【提出者（大量保有者）／２】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	久保 美津子
住所又は本店所在地	大阪市淀川区塚本 3 -16-25
事務上の連絡先及び担当者名	クボテック株式会社 企画部 渡邊伸二
電話番号	06-6443-1815

３【提出者（大量保有者）／３】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	久保 宜子
住所又は本店所在地	大阪市淀川区塚本 3 -16-25
事務上の連絡先及び担当者名	クボテック株式会社 企画部 渡邊伸二
電話番号	06-6443-1815

4【提出者（大量保有者）／4】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	久保 典子
住所又は本店所在地	大阪市淀川区塚本 3 -16-25
事務上の連絡先及び担当者名	クボテック株式会社 企画部 渡邊伸二
電話番号	06-6443-1815

5【提出者（大量保有者）／5】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	久保 朋子
住所又は本店所在地	大阪市淀川区塚本 3 -16-25
事務上の連絡先及び担当者名	クボテック株式会社 企画部 渡邊伸二
電話番号	06-6443-1815

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書№15
訂正される報告書の報告義務発生日	平成22年12月25日
訂正箇所	第2「提出者に関する事項」1「提出者（大量保有者）／1」（4）「上記提出者の保有株券等の内訳」「保有株券等の数」に記載された事項の一部、2「提出者（大量保有者）／2」（4）「上記提出者の保有株券等の内訳」「保有株券等の数」に記載された事項の一部、3「提出者（大量保有者）／3」（4）「上記提出者の保有株券等の内訳」「保有株券等の数」に記載された事項の一部、4「提出者（大量保有者）／4」（4）「上記提出者の保有株券等の内訳」「保有株券等の数」に記載された事項の一部、並びに5「提出者（大量保有者）／5」（4）「上記提出者の保有株券等の内訳」「保有株券等の数」に記載された事項の一部を訂正

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A 27,783	—	H 14,000

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等(株・口)	27,783		14,000
新株予約権証券(株)	A	—	H

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

２【提出者（大量保有者）／２】

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A 14,000	—	H

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

２【提出者（大量保有者）／２】

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等(株・口)	14,000		
新株予約権証券(株)	A	—	H

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

３【提出者（大量保有者）／３】

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A 14,000	—	H

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	14,000		
新株予約権証券(株)	A	—	H

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A 14,000	—	H

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	14,000		
新株予約権証券(株)	A	—	H

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者）／5】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A 14,000	—	H

（訂正後）

第 2 【提出者に関する事項】

5 【提出者（大量保有者） / 5】

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3 項本文	法第27条の23第 3 項第 1 号	法第27条の23第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等(株・口)	14,000		
新株予約権証券(株)	A	—	H